

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：前沢明峰支援学校

項目		3月11日							3月12日	3月13日	3月14日	4月7日				
		地震発生前	発生時	地震発生後												
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間		1時間～3時間			3時間～1日							
一般状況																
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	小学部は下校、中学部は授業中、高等部は金曜日だったので下校したが、寄宿舎生が帰宅せずに寄宿舎内に。	校内放送が使用不可、校長の指示によりハンドマイクにより校庭に一時避難の指示。	災害対策本部（校内）を設置、保護者との連絡は多くが不通、公共交通機関の確認等が難義。	在校生の確認、保護者との連絡確認、バス停、前沢駅に職員を派遣し生徒の確認。	同左、また、寒さ対策のためスクールバスに避難、交通機関の状況不明により自力で帰る生徒を自宅まで教員が付き添い送る。	送迎サービス利用の生徒は迎えが来次第帰宅させる。保護者が迎えに来る生徒は来校次第帰宅させる。その他はスクールバスで待機。	停電のため事務室に蠟燭、対流式ストーブの用意をして保護者の迎えを待つ。	同左、午後8時半ごろに最終の保護者が来校、生徒全員帰宅、生徒を自宅まで送った職員も全員帰宅した後解散。	管理職・事務職員等出勤、被害の確認及び待機。	管理職・事務職員等出勤、電気の復旧により作動確認及び被害の確認。	全職員通常出勤。（午前授業）	管理職、技術職員が対応。インフラのみ確認。職員に連絡可能だったため、後は職員の出勤後で対応。			
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		停電・ボイラー停止。 電話不通。				停電・水道断水（貯水槽が不良）、ボイラー停止。 電話不通。 (念のため主電源の閉鎖)		被害箇所確認。 入水槽の弁の故障により貯水不可。元栓閉鎖。		被害報告。 体育館の窓ガラス破損、コンクリート基礎の破損その他備品等の被害を報告。		電気が復旧後報告（体育館の基礎破損の増、テレビ等の備品の被害）再度、貯水槽の弁が故障し断水。			
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)									市役所による避難者の確認 (避難民なし。)							
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)								小学部、高等部の下校させた生徒の安否確認。	小学部、高等部の下校させた生徒の安否確認。							
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)				勤務中なので防災委員会での設定のとおり対策本部の設置。				災害体制の主要職員を除いて随時職員を帰宅させる。		管理職、事務職員待機。停電継続のため諸報告は不可。	管理職、事務職員待機。	通常出勤。 (被災職員を除く。)				
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)											管理職、主任等により今後の行事予定等（特に卒業式等）について協議。	同左				
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点					停電や電話等の連絡手段が全く取れない状態での想定がない場合の対応が・・・										
	事務室の対応				電気、水道、ガス等インフラの点検。 (事後の対応のため重要)											
	学校行事及び特殊事情等											卒業式の延期設定。	貯水槽の弁が故障のため、手動で管理し、午前授業で終了。			
問題点・感想等		・職員の8割以上が車通勤の状況で、職員の出勤がままならない状況での学校運営への影響について、検証する必要があること。 ・支援学校としては、自立のできない児童生徒の状況から、安否確認及び保護者への連絡等について、学校の対応を検証する必要があること。														

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：一関第一高等学校

項目		3月11日						地震発生後		3月12日	3月13日	⇒	3月17日	3月18日	3月20日
		地震発生前	発生時	発災後～1時間		1時間～3時間		3時間～1日	1日～3日						
防災計画項目	3.11 実態														
一般状況			震度7	ラジオ放送 高速道路通行止め（大津波警報発令）		市内の被災状況が入り始める。（屋根瓦、塀の損壊等）		ラジオ放送 （沿岸地区に大津波襲来）	テレビ放送 沿岸等の被災状況確認。		3/15、 12：30頃 電力復旧。				
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（生徒関係）	3年生は卒業し、1・2年生は普通授業。	教科担任の指示に従い教室内で安全確保。	校長の校庭への避難指示に従い、避難・待機。	人的被害の確認：怪我人、不明者の確認。全員無事を確認。	災害対策本部を体育館に設置・帰宅できる者、迎えに来た者は帰宅方針を決定。	生徒の帰宅開始。		建物の安全が確認されるまで自宅学習。（避難所となった本校体育館に宿泊した生徒10名）				全校生徒登校日とし、今後の予定等について連絡する。		
	校内災害対策本部及び人的動き（職員関係）		職員室等で各自、安全確保。	校長の校庭への避難指示に従い、避難・待機。	人的被害の確認：怪我人、不明者の確認。全員無事を確認。	家族や自宅の被災が心配される職員の帰宅を決定。	自宅の状況を確認のため帰宅。		遠距離通勤の者は、交通機関不通、燃料不足により、自宅待機。（復旧するまで）						
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係						使用可否の判断がなされるまで事務室及び体育館を除き、校舎への出入り禁止を決定。	※事務室：緊急電話設備あり。 ※体育館：避難所。		（余震が続いているため校舎への出入り不能：調査不能）	県教委あてに、被災校舎の使用可否判断のため診断を依頼。学校長が判断することとの回答。		設計業者の診断で校舎の一部使用開始。	被害状況調査開始。	県教委あて状況報告。
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）								近所の住民が集まり始める。避難民が数十人となったため市に連絡、市の避難所となる。市により、炊き出しが行われる。	避難民を受入、職員が交替で世話。（避難者名簿の作成、トイレ用水の運搬、反射ストープ等の運搬設置、安否確認電話への対応等） （3月18日まで）	市の配慮で、電源車が配備：通電。					
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）							沿岸地区の生徒の家族への連絡付かず。			徐々に家族へ連絡が付き始め、家族の被災状況が分かり始める。	家族が被災した生徒11名。				
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）															
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）													3月22日から通常勤務とすることを確認。		
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点														
	事務室の対応		事務室等で各自、安全確保。	校長の校庭への避難指示に従い、避難・待機。			校舎管理等のため、3/18まで夜間、土日を含めて事務室職員対応。								
	学校行事及び特殊事情等									校舎が使用可となるまで、臨時休校決定。					
問題点・感想等															

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：一関第二高等学校

項目		3月11日						3月12日	3月13日	⇒	4月8日		
		地震発生前	発生時	地震発生後									
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間		1時間～3時間		3時間～1日		1日～3日			
一般状況				公共交通機関、携帯電話、電気・水道等の使用不可判明									
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	当日生徒は午前中登校日。午後は一部生徒が部活動。	全職員校舎前駐車場付近に避難待機。		職員車両テレビ及びラジオにより地震、津波の概要把握。					本校は当分の間市の給水車指定個所となり、地域住民が多数来校。	市内では徐々に電気、水道が復旧。なお、ガソリンスタンドには連日車の列。		前夜の余震により新たな被害発生。
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係		間もなく校舎内停電、電話も不通。		福祉教養棟にダルマストروب数台設置。					職員により校舎内外被害状況確認、軽易な部分復旧清掃等実施。	校舎大講義室使用禁止、他の施設については概ね通常どおり。		
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）						徐々に地域住民が避難目的に来校、高齢者中心に受け入れ開始。		最終的に夜9時頃までに約80名を福祉教養棟に受入れ。	福祉教養科中心に数名の職員により避難民の終日対応。	市役所に避難状況の現状を伝え、市職員の対応依頼。以後市職員の対応開始。	市役所職員が本格的に常駐し、避難民の対応に当たる。	3/15をもって避難者の全員が帰宅。	
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）				部活動中の生徒約80名を福祉教養棟に一時避難させる。	避難生徒の名簿一覧作成、安全確認。	生徒は携帯等を活用し、保護者との連絡に努める。	生徒は迎えに来た保護者へ順次引き渡し。	最終的には夜8時頃までにほとんどの生徒が下校完了。		生徒は当分の間、次の指示があるまで自宅待機。			
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）								教職員は旧市内居住者を中心に交替対応。	教職員は一部職員を除き、夜9時以降解散。	盛岡等遠隔地在住職員は当分の間特別休暇。他職員は上記1の被害状況確認、復旧作業等。	左記に同じ。（以下数日間継続）		
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）										（生徒については上記3に同じ）			
	災害対応マニュアルとの相違点問題点												
	事務室の対応												
	学校行事及び特殊事情等												
問題点・感想等													

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：花泉高等学校

項目		3月11日						3月12日	3月13日	⇒	3月14日	3月15日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	7月28日	
		地震発生前	発生時	発災後～1時間		1時間～3時間	3時間～1日				地震発生後											
防災計画項目	3.11 実態		震度6弱																			
一般状況			震度6弱											余震 震度6弱		余震						
状況・ニーズ	校内災害対策本部 及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	職員：ほぼ 全員勤務中。 生徒：部活等のためわずかな者のみ。		停電、電話、携帯電話不通により、情報発信困難。この中でかろうじて校長の携帯から県教委へ一報。	自動車のワンセグテレビ、乾電池によるラジオにより情報受信。				学校閉鎖。	学校閉鎖。		事務長が一関に出向き、①本校が事務局となっている会議中止の貼り紙を一関一高玄関に②一関一高の電話を借りて、県教委へ被害報告。	学検事務に苦慮したが、電気13:15復旧し、解消。							始業式	入学式	
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		事務長は所要のため校外にいた。	校長から非常放送設備を用いて職員招集放送。	手分けして、校内被災状況確認。	同左	停電のまま。直ちに危険な状況にはないことを確認し、退校。					断水のため、受水槽に残っている水を活用。		高架水槽破損1回目、水槽底から漏水。	高架水槽緊急修繕1回目。	修繕後の養生。	高架水槽破損2回目。高架水槽に注水したが、4.9余震によると思われる新たな破損により漏水。ドレン管折損。	高架水槽緊急修繕2回目。	修繕後の養生。	水使用開始。		高教組環境保護調査委員会により、放射線量測定。一箇所で1.4μSv/h。
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)		指定あり。	避難所運用なし。																			
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)			週明けに調査。また、被災の心配もさほどなかった。																			
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)																						
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)																						
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点																					
	事務室の対応			施設確認等々の情報集積所。事務室が本部となった。							事務長、自宅PCで情報収集。(電気復旧or太陽光発電電力で)	被害状況を写真に記録。	主任主査、前沢明峰の端末を借用して事務処理。									
	学校行事及び特殊事情等																					
問題点・感想等	水の確保が難しかった。受水槽から取り出せる蛇口がほしかった。 情報の受発信ができる手段がほしかった。そのためにも、発電機or太陽光発電パネルシステムなど、ほしかった。無線通信システムも。 破損状況確認など、職員はよく協力し合った。 設備業者は、被災対応に忙しい中、高架水槽の破損には最優先で対処してくれた。 津波被害の有無による格差は、非常に大きい、と感じている。今後、いろんな場面でその歪が表面化することがなければ、と祈る。																					

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：大東高等学校

項目		3月11日					3月12日・13日	3月14日	3月15日	3月17日	4月15日	
防災計画項目	3.11 実態	地震発生前	発生時	地震発生後								
				発災後～1時間		1時間～3時間		3時間～1日	1日～3日			
一般状況			震度5強	○ラジオ等で津波到達及び甚大な被害の発生を知るが、停電により電話が不通、テレビの情報も得られない事から、今、どういう状況に置かれているのか、まったく状況がつかめない。			・停電及び道路事情によりガソリン入手が困難となった。 ・北上川に架かる「藤橋」と「小谷木橋」が通行止めとなった。 ・学校の前にドコモの中継基地があり、近くで通話すると残っているバッテリーでかなりの時間通話ができた。					
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	1・2年生春季講習	事務室は、揺れが納まるまでPCやTVの転倒防止。 生徒は駐車場に避難。	全校生徒を駐車場に集合させ、名簿チェックと健康状況等を本部へ報告させた。	生徒をそのまま駐車場に待機させ、各担当教師より帰宅の指示をさせた。帰宅距離があり保護者の迎えが期待できない生徒は、教職員が送り届けた。		3月14日を全員出勤日とし、今後の対応等について職員会議の開催を予定し、道路状況や自宅の安否確認のために勤務の拘束を解いた。		【学校閉鎖】安全が確認できないことから、土日の部活・課外は中止とした。	・職員全員の安否確認を完了する。 ・生徒の安否確認を実施するが、1/5程度の生徒の安否が不明。	・ガソリン不足から3/31までの職員動向計画を作成。 ・居住地区の乗合通勤体制を計画した。	
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		停電、各種非常警報発報。	・停電により水道・ガス等のライフライン全てが不能・通信も全て不通となる。	だるまストーブを本部・職員室・事務室に設置し、灯油の残量を確認する。		主幹及び分電盤のブレーカを全て切って帰宅する。 機械警備とならないことから、戸締りを厳重に確認した。			事務長の携帯電話により教育企画室に職員・生徒・施設設備等の被害状況等の報告をする。	18時に電気が復旧。 電気・水道等の施設の確認は16日。	14:25電話が復旧した。
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)												
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)					外部施設で部活動を実施していた生徒が被災したことが判明した。							
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)												
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)												
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点											
	事務室の対応	通常の業務	玄関及び通口を開放し、避難経路を確保。	・車載TV・ラジオ等により情報収集。 ・事務室内班編成で校内・校地内の被害状況を点検し、被害状況をまとめる。 ・事務長は校長・副校長と今後の対応を協議する。						教職員全員で校舎内の施設・設備の安全確認と被害状況の確認を実施した。		
	学校行事及び特殊事情等	春季講習		・校舎の立地場所が地盤の堅い所であったことから、被災の度合いが比較的軽かったと思っているが、使用してみて初めて不具合が発見できる施設・設備が多数あったことから、予算措置等は長期の経過期間が必要である。						※電気で動作する設備・施設については安全と動作確認はできなかった。		入学式
問題点・感想等		・想定外の災害に対応が混乱した部分があり、かなり多くあった。 ・現在の施設設備は電気が無いと機能しないことから、各学校に発電機の配備が必要であると痛感した。										

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：千厩高等学校

項目		3月11日						3月12日	3月13日	3月14日	3月18日	
		地震発生前	発生時	地震発生後								
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間		1時間～3時間		3時間～1日				
一般状況			震度6弱	停電、電話不通、ガソリン不足により動きのとれない状況が続いた。サイレンとともに緊急車両の往来相当数あり。								
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	1、2年生課外授業等。	揺れが収まらないため、生徒、教職員外に避難。	外へ避難、待機。ラジオによる情報収集。	一般電話不通につき、事務長が公衆電話より教育企画室へ被害状況報告。職員は、停電により暗くなったため危険であり、翌日出勤することとして帰宅させることとした。	生徒の安全確保と帰宅の手配を行った。携帯電話で校長から学校教育室へ状況報告。家屋が被災した生徒を保護。	体育館の窓、同窓会館の天井、建物への亀裂等大きな被害を確認。バッテリー切れによる事務室の警報機能停止。	グラウンド及び農場への通路に地割れを確認。グラウンドフェンスの傾斜を確認。	管理職員学校待機。安否情報収集。	業者による補修工事始まる。	停電、漏水で水道が使用できず、生徒は当分の間登校禁止。	生徒登校日
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		停電	被害状況確認。	防火扉開放のため、警報の警報が鳴り続ける。停止不能。	ガス等危険な箇所の点検。	業者へ破損箇所の応急処置依頼。(体育館ほか)	ガラス等落下物の後片付け。			業者による体育館等窓の応急修理。(シート張り)	業者による体育館応急修理。水道設備業者へ漏水、数箇所修理依頼。
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)				避難所指定にはなっているが、避難者なし。								
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)					生徒の安否確認。							生徒最終安否確認。
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)			勤務時間中。						全員出勤により後片付け、及び被害状況調査。安否情報収集。			
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)												
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点		通信手段が途絶えた場合の対応。停電時に備えた発電機の設置。非常時における保存用食料、医薬品、毛布等の備蓄が必要と思われる。									
	事務室の対応		職員によりテレビの落下防止を図った。	外へ避難。被害状況調査開始。ラジオによる情報収集。							応急補修工事対応、被害状況調査継続。	
	学校行事及び特殊事情等											
問題点・感想等		・通信手段が途絶えたため、ラジオ放送による生徒への連絡が有効手段であると思われる。 ・日頃から、非常時のための物品の確保、電源の確保が必要と感じた。										

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：一関清明支援学校

項目				3月11日				3月12日	3月13日	3月14日	3月18日	4月14日	4月15日
		地震発生前	発生時	地震発生後									
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日							
一般状況							週休日	週休日		交通機関の運行停止、停電復旧。（16日）、本館破裂、漏水による断水。（本校舎、山目校舎、あすなろ分教室）、ガソリンの入手困難。（4月まで継続）、本校舎水道復旧。（18日）	山目校舎一部水道復旧。（トイレのみ使用可）		始業式・入学式
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	本校舎、山目校舎の卒業式が終了し、児童・生徒は下校していた。地震発生時は、あすなろ分教室の卒業式を挙行していた。	地震発生後、児童・生徒、保護者、教職員は、山目校舎のグラウンドへ避難する。	災害対策本部を、山目校舎に設置し、児童・生徒の安否確認、交通機関の運行状況の確認。教職員が学校へ宿泊するための準備を行う。 グラウンドへ避難していたあすなろ分教室の児童・生徒は岩手病院へ連絡し、教職員、病院看護師付き添い岩手病院へ帰る。 発災時、管理職は全員（5名）山目校舎にいたため、本校舎担当副校長と事務長は、本校舎へ戻り、本校舎の教職員の安全確認及び被災状況の確認を行い、明日以降の対応について、指示連絡した後、帰宅可能な職員は帰宅することとした。		生徒・保護者への断続的な通信を繰り返す。	児童・生徒無事を確認する。		交通機関の運行停止、停電等により、本日から休業日とする。終業式なし。始業式、入学式は後日連絡することとする。				
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係			余震が頻発している、停電により目視不能のため、被害調査は実施不能。			被災状況の確認、資料の作成、業者への見積依頼。						
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）	避難所に指定されていなかったが、被災した近隣住民が震災翌日から山目校舎への避難を希望され、1週間～3週間程度校舎を使用した。市からは救援物資が届いていた。												
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）				本校舎・山目校舎児童・生徒は既に下校済。卒業式を実施中だった、あすなろ分教室の生徒については、教職員、病院職員が岩手病院まで車イスで搬送した。			夕方、県教委から校長の携帯に連絡が入る。	校長から学校教育室へ、児童・生徒の被災状況等を連絡。					
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）				当日、校長が勤務している山目校舎に災害対策本部をを設置し、児童・生徒及び教職員の所在の確認及び地震災害の情報を確認し、3月14日から休業とすることを決定する。						通勤の足を確保できないことにより、非常配置は不可能。管理職及び出勤可能な一部職員で非常配備体制をとる。			
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）								児童・生徒全員の所在確認を終える、3月14日から長期休業とすることを担任から保護者へ連絡。					
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点												
	事務室の対応	事務長は山目校舎、事務職員本校舎勤務。	教職員は直ちに、グラウンドへ避難。										
	学校行事及び特殊事情等	卒業式											
問題点・感想等		帰宅できない教職員は、校舎に宿泊することとなったため、夜は食料、飲料水、暖房用燃料の確保に追われた。ダルマストーブ3台確保することができ、ダルマストーブのありがたさを感じた。											

項目		3月11日						3月12日	3月13日	3月14日	3月22日	3月28日	4月15日
		地震発生前	発生時	地震発生後									
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間	1時間～3時間		3時間～1日						
一般状況				停電。									
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	1、2年生普通授業。中高一貫教育実務担当者会議（町内中学校の担当者含む）。	校舎内にいた生徒、教職員は校舎前広場に避難。会議に出席していた中学校の担当者はただちに帰校。	携帯ラジオ等で情報収集（大津波警報発令を確認）。	揺れが治まってから、担任が付き生徒は各クラス毎に教室へカバン等の持ち物を取りに戻る。生徒を全員下校させることを決定。保護者の迎えが必要等すぐに下校出来ない生徒数名は柔剣道場で待機（ダルマストーブを配置し使用）。生徒の下校を確認後に教職員退勤。						災害による道路事情、ガソリン不足で通勤困難の職員数名あり。		
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係			停電。 水道は高架水槽に貯水されている分は使用可能。 ガスは使用可能。 電話は使用不可。									
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）													
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）							被災生徒なし。						
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）				教職員の安否確認、全員の無事を確認。 職員で手分けして校舎内外を巡回し被害状況を確認。 ラジオで状況確認。			教員が手分けして携帯電話で生徒の帰宅状況確認、当面の予定（自宅待機及び課外、部活動は実施しないこと）を連絡。		校内の被害状況を再確認。				
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）													
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点												
	事務室の対応			職員で手分けして校舎内外を巡回し被害状況を確認。 ラジオで状況確認。 副校長、事務長、主任が学校に待機。			ラジオで状況確認。 災害時優先電話で教育企画室に連絡。		校内の被害状況を再確認。				
	学校行事及び特殊事情等	中高一貫教育実務担当者会議（町内中学校の担当者含む）。									終業式。	離任式。	入学式。
問題点・感想等	停電により校内放送等の電気設備が使用出来なくなることから、電池で使える拡声器・ラジオ・懐中電灯等の日頃からの準備、点検が必要と感じた。 体育館等は地域の避難所となることも考えられることから、避難用具、石油ストーブ等の備えも必要と感じた。 災害による長期の停電が起こった場合の対応についての検討も必要と感じた。												

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：福岡高等学校

項目		3月11日						3月12日	3月13日	3月14日	3月22日	4月18日
防災計画項目	3.11 実態	地震発生前	発生時	地震発生後								
				発災後～1時間		1時間～3時間		3時間～1日				
一般状況				停電。								
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	1年 普通授業。 2年 春季講座。 3年 自習(数名)。	校舎内にいた生徒及び教職員は、事務室前の庭に避難。 職員自家用車のテレビで情報収集(大津波警報発令を確認)。	定時制は夜からの授業予定であったが授業はしないこととし、夕方登校してきた生徒には下校を指示。 学校近隣住民が数名学校に来たが避難するためではなくすぐに各自宅へ帰宅。		新幹線、I J R 不通。 停電によるガソリン給油不能。 生徒を全員下校させることを決定。 教職員も学校に来ていた生徒の下校を確認後に退勤。 生徒は、1 2 日(土)及び1 3 日(日)の活動は中止と決定。			近隣中は予定どおり卒業式実施。		盛岡方面からの新幹線通勤者がガソリン不足により通勤困難となる者多数。 盛岡からの通勤職員の中には二戸市内のホテルに宿泊し勤務した者もあり。	
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係			停電。 飲料水は、高下水槽に貯水されている分は支障なく使用可能。 ガスは、使用可能。 ダルマストーブを職員室に配置し使用。 電話使用不可。							電話は停電装置に電池を入れることで使用可能であることを確認。	
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)												
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)							被災生徒なし。					
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)				教職員の安否確認(勤務時間中のため出張者等を除き無事を確認。				教務主任が職員室に待機。	教務主任が職員室に待機。	出勤している教員が手分けして生徒宅へ電話連絡。 (被災有無) (当分自宅待機) (課外や部活は実施しない)。		
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)												
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点											
	事務室の対応			教職員退勤前に、化学室等危険な箇所の最終確認。				ラジオで状況確認。	ラジオで状況確認。	事務職員で分担し校内全体の被害状況確認。		
	学校行事及び特殊事情等	1年 普通授業。 2年 春季講座。 3年 自習(数名)。								出勤教員が手分けして生徒へ今後の予定の連絡。	離任式。 終業式。	入学式。
問題点・感想等		災害による長期間の停電の想定がなかったため対策がマニュアル化されていなかった。 停電時の電話の活用について認識が薄かった。 停電により放送等での指示ができない時の対策がなかった。 電池で利用できる拡声器・ラジオ・電灯の準備が必要。 冬季であれば、石油ストーブも必要。 備蓄水も必要。										

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：福岡工業高等学校

項目		3月11日			3月12日・3月13日		3/14～3/31		4/7～4/8	
		地震発生前	発生時	地震発生後						
防災計画項目	3.11実態		発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日					
一般状況	3/9に震度4の地震があった。		1回目では慌てず、2回目が強く停電で、電話不通。	停電により電話不通（携帯電話も不通）。バス・1GR・新幹線運休（復旧の見通しなし）。停電で業務に支障がでる。	緊急避難場所に指定されているが避難する市民なし。	12日夕方電気復旧。交通機関マヒ状態。	3/18一部1GR・新幹線回復。ガソリン不足深刻。	4月7日 夜半 強い地震（震度5）。停電、電話一時不通。1GR、新幹線一時運休。		
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	1. 2年生 午前授業で放課。午後から部活動。	危機管理マニュアル通り机等の下に避難後、指示に従い避難。	学校に居る生徒・職員無事を確認。校舎の一部破損を確認。 *帰宅した生徒及び3年生の安否確認を指示。 *自家用車のテレビで地震情報を把握。 自衛消防防災対策本部を設置し、今後の対応を協議。	3/15まで生徒に自宅待機を指示し、生徒を下校させる。 *沿岸地区津波の被害甚大の情報で、釜石へ出張の職員安否情報確認を職員に指示（連絡不能）。 *沿岸地区からの通勤者に自宅・家族安否確認のため帰宅させる。 交通機関マヒ状態（車のテレビで確認）。	バス等通学生を保護者に託し下校させる。 *出張中の職員の無事を確認。 （車が津波で破損） *メールにて帰宅した生徒及び3年生の約半数の無事を確認。	管理職で今後の対応を協議。 全校生徒・職員の無事を確認。 12日夕方電気復旧 事務長が警報設備の復旧作業。	燃料不足で通勤できない職員あり。 通勤者が相乗りして通勤。 出勤した職員で、散乱した書籍等の後始末。 1GR復旧で授業開始、学校行事を数日遅らせて実施。	4/7 23:30～2.30 校舎巡回。 警報機ベル停止。 3.11被害箇所損傷拡大。 4/8 通勤できない職員あり。	
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 （第3章 第25節）	施設・設備関係		事務長、副校長で巡視（破損箇所等確認・写真撮影）。 校舎に入室可能と判断。 対流型ストープを設置（校長室・職員室・事務室・第2会議室）。	学校の被害状況を把握するが、停電で県教委へ報告できず（報告方法の再構築）。 交通機関情報の確認と生徒帰宅の「足」確保の課題（バス・1GR通学生：全校生徒の54%）。	地震による被災箇所を再度確認。			3.11被災箇所の損傷場所拡大。 生徒の安全を考慮し、現場を通行禁止措置。 1Fの実習教室を別の教室を行うように指示。		
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 （第3章 第4、25節）		一時避難場所及び収容避難所指定あり。	避難する市民なし。	避難する市民なし。						
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 （第3章 第25節）				校舎内の生徒にケガ等なし。 下校した生徒及び3年生の安否確認に努める。 停電により県教委へ報告できず。			被災生徒なしを確認。			
4 教職員の非常配置に関すること。 （第3章 第25節）			自衛消防防災対策本部（校長・副校長・事務長・総務部長）を設置。	生徒や職員等に重大損傷等がない限り対策本部を解散し、今後管理職会議で協議し運営にあたる。 翌日 管理職会議で、今後の学校運営について協議する。						
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 （第3章 第25節）			震災後 1時間以内は生徒の安否確認が最重要課題。 生徒の安否確認（各学年で対応）。	停電で業務及び暖房もできない状態であるから、本日は退庁時刻を持って解散とする。 なお、全校生徒の安否確認を行うこと。生徒自身・生徒の家族等に被害がでている場合は至急校長等へ報告すること。			*県教委の指示通り学校行事の変更を確認。			
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点									
	事務室の対応									
	学校行事及び特殊事情等									
問題点・感想等										